

議案第 11 号

飯能市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する
条例（案）

（飯能市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第 1 条 飯能市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 42 年条例
第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号ま
でを 1 号ずつ繰り上げる。

第 19 条中「及び第 5 条の 3」を削る。

（飯能市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部
改正）

第 2 条 飯能市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和
4 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

附則第 16 条中「及び第 5 条の 3」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における第 1 条の規定
による改正後の飯能市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 5 条の
規定の適用については、同条第 1 項中「支給する」とあるのは「支給する。
ただし、次項第 6 号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、適用を受ける給
料表及びその職務の級が市長が定める職員には支給しない」と、同条第 2 項
中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「(5) 重度心身障害者
(6) 配偶者（届出をしないが事実上
とする。
婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

令和7年2月14日提出

市長 新井 重 治

飯能市長 新 井 重 治

（敬称略） 貴会から平成30年度飯能市環境計画策定に関する調査報告書が提出されたこと、

拝見致した。

貴会が、環境計画策定に必要とする環境計画策定調査報告書を作成し、提出されたこと、
関係各部署等から関係資料等提供を受け、環境計画策定調査報告書を作成し、提出されたこと、
関係各部署等から関係資料等提供を受け、環境計画策定調査報告書を作成し、提出されたこと、

関係各部署等から関係資料等提供を受け、

関係各部署等から関係資料等提供を受け、

関係各部署等から関係資料等提供を受け、関係各部署等から関係資料等提供を受け、

関係各部署等から

関係各部署等から関係資料等提供を受け、関係各部署等から関係資料等提供を受け、

関係各部署等から関係資料等提供を受け、関係各部署等から関係資料等提供を受け、

関係各部署等から関係資料等提供を受け、関係各部署等から関係資料等提供を受け、

関係各部署等から

関係各部署等から

関係各部署等から関係資料等提供を受け、関係各部署等から関係資料等提供を受け、

関係各部署等から

関係各部署等から関係資料等提供を受け、関係各部署等から関係資料等提供を受け、

関係各部署等から関係資料等提供を受け、関係各部署等から関係資料等提供を受け、

関係各部署等から関係資料等提供を受け、関係各部署等から関係資料等提供を受け、

関係各部署等から関係資料等提供を受け、関係各部署等から関係資料等提供を受け、

関係各部署等から関係資料等提供を受け、関係各部署等から関係資料等提供を受け、

関係各部署等から

関係各部署等から関係資料等提供を受け、関係各部署等から関係資料等提供を受け、

関係各部署等から

関係各部署等から関係資料等提供を受け、関係各部署等から関係資料等提供を受け、

飯能市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表（第 1 条関係）

改正後	改正前
(扶養手当) 第 5 条 省略 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 (1) 省略 (2) 省略 (3) 省略 (4) 省略 (5) 省略 (定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外) 第 19 条 第 5 条の規定は、地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第 18 条第 1 項の規定により採用された職員には適用しない。	(扶養手当) 第 5 条 省略 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 <u>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</u> (2) 省略 (3) 省略 (4) 省略 (5) 省略 (6) 省略 (定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外) 第 19 条 <u>第 5 条及び第 5 条の 3</u>の規定は、地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第 18 条第 1 項の規定により採用された職員には適用しない。

飯能市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
附 則 （飯能市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第16条 飯能市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。	附 則 （飯能市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第16条 飯能市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条及び第5条の3の規定は、暫定再任用職員には適用しない。